

1. 国庫支出金 2. 地方交付税 3. 地方債 4. 地方税

1. 地域の独自のルールである条例を自ら制定し、予算を独断で成立させる
2. 外国の政府との間で、地域の代表として独自に条約を締結する
3. 憲法に基づき、国全体の決まりである政令を制定し、国民に公布する
4. 地方議会が制定した条例や国の法律に基づき、実際の行政事務を執行する

1. 県庁で働く人の給料だけを支払う役割	2. 都道府県が国から借金をする役割	3. 特定の工事のためにお金を使う役割	4. 地域によって使えるお金に大きな差が出ないようにする役割
----------------------	--------------------	---------------------	--------------------------------

1. 地方公共団体間の財政力の格差を是正するために、国から無条件に交付される。

2. 地方公共団体が使い道を自由に決めることができる財源である。

3. 都道府県や市区町村が、住民や企業に対して直接課税して徴収する自主財源である。

4. 国が特定の仕事を指定して交付する財源であり、道路建設や生活保護の給付などに使われる。

1. 命令・統制の関係 2. 委任・受託の関係 3. 対等・協力の関係 4. 指導・監督の関係

1. 全国どこでも全く同じ行政サービスを提供することで、地域による不平等を完全になくせる点
2. 地方公共団体が地域の実情や地域の特色をふまえ、自らの判断で独自の政策を行えるようになる点
3. 国の強い指揮監督を受けることで、地方公務員が責任を負うことなく事務作業に専念できる点
4. 地方議会の議決を経ることなく、国の決定をそのまま住民に強制できるようになる点

1. 施設の運営や管理のすべてを自ら執り行うことができる経営権の取得
2. その地域における事業活動において法人税が全額免除される優遇措置
3. メディアや地図等で施設名が繰り返し使用されることによる宣伝効果
4. 施設で発生したチケット代や物販の利益を独占的に受け取る権利

1. 地方交付税交付金は住民が直接納める自主財源だが、国庫支出金は国から配分される依存財源である。
2. 地方交付税交付金はすべての都道府県に一律の額が配分されるが、国庫支出金は財政が豊かな自治体にのみ配分される。
3. 地方交付税交付金は返済の義務があるが、国庫支出金は返済の必要がない。
4. 地方交付税交付金は使い道が制限されていないが、国庫支出金は義務教育や道路建設など特定の事業への使途が定められている。

1. 市町村長は住民の直接選挙によって選ばれるが、都道府県知事は国の代表としての性格を府するため、内閣総理大臣によって任命される。

2. 内閣総理大臣は衆議院議員の中からのみ指名されるが、地方公共団体の首長は20歳以上の住民であれば誰でも直接選挙に立候補できる。

3. 都道府県知事の被選挙権は30歳以上、市町村長の被選挙権は25歳以上であり、いずれも住民の直接選挙によって選出される。

4. 地方公共団体の首長に立候補するには、都道府県知事・市町村長ともに30歳以上である必要があり、国会による指名を経て就任する。

1. 国会議員による国政への介入を防ぎ、地方独自のルールを優先的に適用させるため	2. 選挙権を持たない住民であっても、署名さえ集めれば自由に法律を制定できるようにするため	3. 住民が選んだ代表者が、必ずしも住民の意思十分に反映した政治を行うとは限らないため、その不備を補う必要があるから	4. 地方公共団体の運営にかかる経費を削減するために、議会を通さずに迅速に意思決定を行う必要があるから
--	---	--	---

1. 一部事務組合 2. 市町村 3. 都道府県 4. 広域連合

1. 地方交付税交付金 2. 地方債 3. 国庫支出金 4. 地方税

1. 地方公共団体が自らの判断で自由に使える「自主財源」が、全財源の過半数を超えて余裕がある場合。

2. 国からの依存財源をすべて拒否し、地方公共団体の財政を完全に独立した形へ移行させる場合。

3. 日本銀行から直接資金を借り入れることで、地域経済における通貨の流通量を調整する必要がある場合。

4. 地方税などの自主財源や、国から配分される依存財源を合わせても、必要な支出に対して財源が不足する場合。